

現行計画

「青森県地域防災計画」は災害対策基本法第40条等に基づき作成され、その内容については国の「防災基本計画」に基づくものとされている。

毎年、県地域防災計画に検討を加え、必要に応じて修正を行っている。

計画の構成

風水害等災害対策編

地震・津波災害対策編

火山災害対策編

原子力災害対策編

近年の修正

<令和2年6月>

火山災害に係る県の防災対策の見直し、平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策、その他平成30年中に発生した災害への対応の教訓の反映

<令和3年3月>

県の防災対策の見直し並びに令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風及び新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた国の防災基本計画の修正の反映

修正の概要

I (風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編)

災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症対策等に係る国の防災基本計画の修正(令和3年5月)及び県の防災対策の見直しを踏まえた修正を行うもの。

修正の主なもの

1 防災基本計画の修正(令和3年5月)を踏まえた修正

(1) 災害対策基本法の改正に関する修正

①市町村に対し、個別避難計画の作成の努力義務化

・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村の個別避難計画の作成の努力義務を規定

②避難勧告・避難指示の一本化

・市町村長から住民へ発出が可能な避難情報について「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへ一本化

③浸水害時の広域避難に関する事項

・災害が発生するおそれがある段階での自治体間の協議、他自治体や運送事業者との協定締結、実践型の防災訓練の実施

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する修正

①避難者の健康管理や、避難所の衛生管理、適切な空間の確保等

②感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施

③パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進

④感染症の自宅療養者等に対する情報共有等(居住地の確認、避難に向けた検討調整)

⑤被災自治体への応援職員等の感染症対策(感染対策の徹底、適切な空間の確保)

(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

・福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保等

2 県の防災対策の見直しを踏まえた修正

(1) 災害時応援協定の締結に伴う所要の修正

(津軽海峡フェリー(株)、青函フェリー、太陽工業(株))

(2) 青森県自転車活用推進計画(令和3年3月)の反映

・自転車を利用した避難の必要性和具体的な方策の検討

修正の概要

Ⅱ 原子力災害対策編

前回の修正（令和3年3月）からの国の防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正を行うもの。

修正の主なもの

1 防災基本計画の修正（令和3年5月）を踏まえた修正

（1）災害対策基本法の改正に関する修正

- ①市町村に対し、個別避難計画作成の努力義務化
- ②避難勧告・避難指示の一本化

（2）新型コロナウイルス感染症対策に関する修正

- ・感染症流行下において原子力災害が発生した場合の対応について追記

2 原子力災害対策指針の改正（令和3年7月）を踏まえた修正

施設敷地緊急事態要避難者※の定義を以下のとおり変更する。

（1）妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等（以下「妊婦等」という。）

- ・これまでは、PAZ内（原子力発電所から概ね5km）の妊婦等のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者を対象としていたが、避難にかかる時間の要件を削除し、PAZ内の全ての妊婦等を対象とする。

（2）「避難の実施により健康リスクが高まる者」の追加

- ・これまでは避難所等に直接避難することにより「健康リスクが高まらない者」を対象としていたが、「健康リスクが高まる者」も、屋内退避施設に一時的に退避した上で安全に避難できる準備が整った段階で避難することが想定されることから、対象に追加する。

（3）「安定ヨウ素剤を事前配布されていない者」の除外

- ・これまでは対象としていたが、PAZ内の住民には平時から安定ヨウ素剤を事前配布することを基本としていることを踏まえ、対象から除外する。

※施設敷地緊急事態要避難者：PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者